

# 知って得する！ 林業特集

問 農林課 農地林務係  
☎773-6663

## 木を使う補助金

・南魚沼の木で家づくり事業 ～市内産木材の活用に向けて～

概要	個人住宅の新築、増築で使う市内産木材の購入費の1/3（上限50万円）を補助。
申請	市内の工務店が申請。まずは市内の工務店にご相談ください。

・ふるさと越後の家づくり事業(県事業) ～新潟県も木材利用を応援します～

概要	個人住宅の新築、増築、改築で使う越後杉ブランド材の使用量に応じて補助。(10万円～40万円、条件により加算あり、最大99万円)
申請	工務店が申請。まずは工務店にご相談ください。市内産の木材を使えば「南魚沼の木で家づくり事業」との併用可。

・ペレットストーブ等設置補助金事業 ～人と環境にやさしく暖める～

概要	ペレットストーブの設置に対して、個人は経費の1/4（上限10万円）、集会所・農業用施設は費用の1/3（上限15万円）を補助。
申請	農林課に申請。(申請書などは、市ウェブサイトからダウンロード可)



牧之保育園にペレットボイラーを設置しました

## 森を育てる補助金・交付金

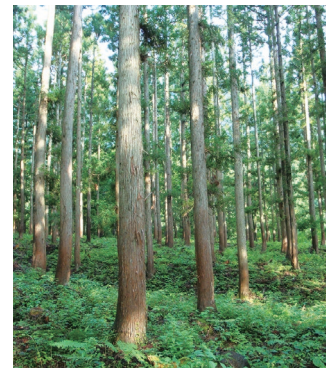
・民有林保育事業 ～森林をお持ちの人へ、森林整備をお手伝い～

林を手入れする委託経費を補助します。補助率は、国・県・市を合わせて最高で80%です。(補助率は、林の状況や作業内容によって変わります)

まずは南魚沼森林組合〔大原〕☎783-3349にご相談ください。

・森林・山村多面的機能発揮対策交付金 ～荒れた里山の再生へ～

森林整備を中心とした地域団体の共同活動に対し、交付金を交付します。森林の下刈りや間伐、作業道の整備などが対象。詳しくは、越後ふるさと里山林協議会ウェブサイトをご覧ください。



## ～こんな時は届出・報告が必要です～

### 事前に届け出るもの

**森林の土地を売りたい、他人へ贈与したいなど**

**水源地域の保全に関する県の条例**

森林の譲渡などをする人が対象。(相続は対象外)契約などの30日前までに届出が必要。

**森林の近くで焼畑や害虫駆除などのために火入れをしたい**

**火入れ許可申請**

森林から1km以内の場所が対象。火入れをする30日前までに申請が必要。  
※野焼を許可するものではありません

### 事後に届け出るもの

**山に入って木を伐りたい**

**伐採届出制度**

過度な伐採を防ぐための制度。伐採する30日前までと伐採後30日以内に届出が必要。

**森林の土地を相続した、他人から買った**

**森林の土地所有者届**

新たに森林の所有者となった日から90日以内に届出が必要。



**【問合せ・届出】**  
南魚沼地域振興局  
林業振興課  
☎772-8262

**【問合せ・届出】**  
農林課 農地林務係 ☎773-6663

※上記の届出書などは、すべて市ウェブサイトからダウンロード可